神奈川歯科大学大学院教員任用基準細則

平成 30 年 6 月 1 日
制定

（趣旨）

第１条　この細則は、神奈川歯科大学大学院教員任用規程における任用基準に関する、職階ごとの申請資格、審査基準について定めるものである。

（大学院教授の申請資格）

第２条　大学院教授は、人格、見識に優れ、特に優れた基礎研究あるいは臨床研究の実績が有り、豊かな研究力と教育力を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

(1) 博士の学位（外国においては博士に相当する学位）を有する者

(2) 以下の研究歴、もしくは教育経験を有する者

ア　医歯薬系大学院修了者は 10 年以上

イ　医歯薬獣医系大学卒業者は 15 年以上

ウ　その他の４年生大学卒業者は 18 年以上

次の期間は研究歴、教育歴とみなすことができるものとする。

(ア) 研究職の在職期間

(イ) 医療職の在職期間

(ウ) 公的機関の在職期間

(エ) その他審査委員会の承認が得られたもの

(3) 専門領域において特に優れた知識および経験を有する者

（大学院教授の審査基準）

第３条　大学院教授の任用における審査基準は以下の通りとする。

(1) 著書または原著論文 20 編以上（臨床統計・調査を含む）、内筆頭原著論文 10 編以上で、筆頭原著論文の中で国際誌論文（インパクトファクターが付与されている学術誌とする）５編以上を含む。

(2) 最近５年間に公刊している原著論文５編以上で、国際誌筆頭原著論文（インパクトファクターが付与されている学術誌とする）２編以上を含む。

(3) 国際誌原著論文における corresponding author、equal contributor 論文については筆頭原著論文と同等の扱いとする。

(4) 専門領域における専門医制度がある教授については、専門医及び指導医もしくはそれに相当する資格を有する。

(5) 臨床系教授については、専門領域における顕著な臨床業績を有する。

（大学院准教授の申請資格）

第４条　大学院准教授は、優れた基礎研究あるいは臨床研究の実績が有り、豊かな研究力と教育力を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

(1) 博士の学位（外国においては博士に相当する学位）を有する者

(2) 以下の研究歴、もしくは教育経験を有する者

ア　医歯薬系大学院修了者は７年以上

イ　医歯薬獣医系大学卒業者は 12 年以上

ウ　その他の４年生大学卒業者は 15 年以上

次の期間は研究歴、教育歴とみなすことができるものとする。

(ア) 研究職の在職期間

(イ) 医療職の在職期間

(ウ) 公的機関の在職期間

(エ) その他審査委員会の承認が得られたもの

(3) 専門領域において優れた知識および経験を有する者

（大学院准教授の審査基準）

第５条　大学院准教授の任用における審査基準は以下の通りとする。

(1) 著書または原著論文 12 編以上（臨床統計・調査を含む）、内筆頭原著論文５編以上で、筆頭原著論文の中で国際誌論文（インパクトファクターが付与されている学術誌とする）２編以上を含む。

(2) 最近５年間に公刊している原著論文５編（臨床系大学院准教授については４編）以上で、国際誌筆頭原著論文（インパクトファクターが付与されている学術誌とする）２編以上を含む。

(3) 国際誌原著論文における corresponding author、equal contributor 論文については筆頭原著論文と同等の扱いとする。

(4) 専門領域における専門医制度がある准教授については、指導医あるいは専門医、もしくはそれに相当する資格を有する。

(5) 臨床系准教授については、専門領域における優れた臨床業績を有する。

（大学院講師の申請資格）

第６条　大学院講師は、基礎研究あるいは臨床研究の実績が有り、十分な研究力と教育力を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

(1) 博士の学位（外国においては博士に相当する学位）を有する者

(2) 以下の研究歴、もしくは教育経験を有する者

ア　医歯薬系大学院修了者は３年以上

イ　医歯薬獣医系大学卒業者は７年以上

ウ　その他の４年生大学卒業者は 10 年以上

次の期間は研究歴、教育歴とみなすことができるものとする。

(オ) 研究職の在職期間

(カ) 医療職の在職期間

(キ) 公的機関の在職期間

(ク) その他審査委員会の承認が得られたもの

(3) 専門領域において十分な知識および経験を有する者

（大学院講師の審査基準）

第７条　大学院講師の任用における審査基準は以下の通りとする。

(1) 著書または原著論文７編以上（臨床統計・調査を含む）、内筆頭原著論文３編以上で、筆頭原著論文の中で国際誌論文（インパクトファクターが付与されている学術誌とする）２編以上を含む。

(2) 国際誌原著論文における corresponding author、equal contributor 論文については筆頭原著論文と同等の扱いとする。

(3) 専門領域における専門医制度がある講師については、指導医・専門医あるいは認定医、もしくはそれに相当する資格を有する。

(4) 臨床系講師については、専門領域における十分な臨床業績を有する。

（大学院助教の申請資格）

第８条　大学院助教は、基礎研究あるいは臨床研究に取り組む情熱を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

(1) 博士の学位（外国においては博士に相当する学位）を有する者

(2) 専門領域において知識および経験を有する者

（大学院助教の審査基準）

第９条　大学院助教の任用における審査基準は以下の通りとする。

(1) 筆頭原著論文１編以上を公刊していること。

附則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。